

平成30年度 一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

一般財団法人東北貸切バス適正化センター

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回等指導の実施計画を立て、適正かつ公正に行うとともに、改善を必要とする事業者に対しては、きめ細かな指導を実施する。
なお、巡回等指導実施計画数は下表のとおりとする。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動を行う。
3. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、関係法令等の周知を行うことにより、コンプライアンス体制の確立を図る。
4. 一般貸切旅客自動車運送事業者以外の者による、一般貸切旅客自動車運送事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動を行う。
5. 旅客から寄せられる苦情等の受付に対応し、適切、迅速な処理に努め、事業者指導等を行う。

巡回指導実施計画表

月	巡回実施 可能日数	実 施 営 業 所 数	県毎の実施 営 業 所 数	備考
4月	20	13	宮城6. 山形2. 福島5	
5月	21	14	青森5. 岩手4. 秋田2. 宮城3	
6月	21	24	岩手6. 秋田4. 宮城4. 山形5. 福島5	
7月	21	24	青森6. 岩手8. 秋田3. 宮城4. 福島3	
8月	18	21	青森6. 宮城4. 山形4. 福島7	
9月	18	20	青森6. 岩手4. 秋田6. 福島4	
10月	22	24	青森6. 岩手8. 秋田6. 山形4	
11月	21	24	青森6. 岩手8. 秋田2. 宮城4. 福島4	
12月	18	20	岩手3. 宮城6. 山形4. 福島7	
1月	18	20	岩手4. 宮城8. 福島8	
2月	19	21	宮城13. 福島8	
3月	20	22	岩手4. 宮城6. 山形4. 福島8	
計	237	247	青森35. 岩手49. 秋田23. 宮城58. 山形23. 福島59	

※ お盆期間及び年末年始の期間を含む、8月・12月・1月は巡回可能日数を少なく設定しています。